

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年11月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700161号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700051号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和60年6月1日、喪失年月日を同年8月1日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和60年6月1日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和60年6月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月1日から同年8月1日まで

私は、勤務していたB社のC営業所の閉鎖に伴い、そのまま事業を引継いだA社に継続して勤務した。手元にある明細書によると2社で計14か月分の厚生年金保険料が控除されているが、年金記録では計12か月となっている。2か月の誤差があるので、調査の上、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険被保険者記録及び請求者が提出した給料明細書によると、請求者は請求期間において、A社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和60年10月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和60年4月13日付けで設立された法人事業所であることが確認できる上、請求期間において同社では事業主を含め5名以上の者が勤務していたものと推認できることから、請求期間において同社は、請求期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、請求期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしているながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1700196号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700052号

第1 結論

昭和35年10月23日から昭和37年3月13日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和37年5月1日から同年7月20日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和39年2月16日から同年9月8日までの期間について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和35年10月23日から昭和37年3月13日まで
② 昭和37年5月1日から同年7月20日まで
③ 昭和39年2月16日から同年9月8日まで

請求期間①について、A社に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間②について、B社に勤務していた期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間③について、C社に勤務していた期間のうち、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間①から③について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、A社の後継事業所であるD社は、請求者のA社に係る勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無について確認できる資料等が無く不明である旨回答している上、請求期間①においてA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の勤務期間に関する具体的な回答及び陳述を得ることができないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認できない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間①において、請求者に係る被保険者記録はなく、整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

2 請求期間②については、商業登記簿謄本によるとB社は昭和49年10月1日に解散しており、同社の解散時に代表取締役であった者も死亡していることから、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について回答を得ることができない。

また、請求期間②においてB社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の退職時期及び勤務期間に関する具体的な回答及び陳述を得ることができないことから、請求者の請求期間②に係る退職時期等を確認できない。

なお、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は、昭和37年3月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年5月1日に同被保険者資格を喪失しており、当該記録はオンライン記録と一致している。

- 3 請求期間③については、C社は、請求者の勤務期間及び厚生年金保険の加入の有無について確認できる資料等が無く不明である旨回答している上、請求期間③において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の退職時期及び勤務期間に関する具体的な回答及び陳述を得ることができないことから、請求者の請求期間③に係る退職時期等を確認できない。

なお、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者は、昭和37年7月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得、昭和39年2月16日に同被保険者資格を喪失しており、当該記録はオンライン記録と一致している。

- 4 このほか、請求期間①から③において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から③において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。